

秦野市中学校給食物資納入事業者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秦野市中学校給食物資納入事業者の登録手続について、必要な事項を定める。

(登録期間)

第2条 登録期間は、3年間とする。

(申請)

第3条 登録を希望する者は、この要領の定めるところにより、申請しなければならない。ただし、1事業者が登録できる品目数は3品目までとする。

(登録要件)

第4条 前条の申請を行う者は、別紙1に定める要件を満たしている者でなければならない。

(申請時の提出書類)

第5条 第3条の申請を行う者は、秦野市中学校給食物資納入事業者登録認定申請書(第1号様式)と次に掲げる書類(コピー可)を添えて秦野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。なお、組合の中で物資納入を受け持つ事業者もすべて書類を提出するものとする。

(1) 営業許可証

食品衛生法上の営業許可を取得している品目

(2) 前年度の納税証明書(法人又は個人市県民税納付済領収書も可)

全品目

(3) 食品衛生監視票(写し)

次の品目

ア 秦野市中学校給食物資納入事業者登録認定申請書中、1納入希望品目の

(1) 肉類、(2) 魚・練製品類、(3) 大豆製品類、(5) こんにゃく

類、(6) 冷凍・冷蔵食品類、(8) 缶詰・レトルト類、(10) 乳製品類の製造業及び加工業

イ 食肉販売業、魚介類販売業

※ 市内の事業者については、秦野市教育委員会が一括して写しの交付申請を行うため、別紙2の交付願を秦野市教育委員会に提出するものとする。

※ 市外の事業者は、所在地を管轄する保健福祉事務所等に事業者が写しの交付申請を行うものとする。

(4) 酒類販売業免許証

調味料類(酒類)

ただし、小学校給食物資納入事業者登録申請に基づき、書類を提出している事

業者は、上記(1)から(4)全ての添付を省略することができる。

(登録)

第6条 教育委員会は、申請のあった者について審査を行い、登録の可否を決定する。登録が決定した者には秦野市中学校給食物資納入事業者登録認定証(第2号様式)により、その申請書の提出期限から30日以内に、申請者に対し通知するものとする。

(登録後の提出書類)

第7条 前条の登録の決定通知を受けた者(以下「登録事業者」という。)は、秦野市中学校給食物資納入に係る誓約書(第3号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(価格の設定)

第8条 物資の購入価格は、登録事業者と別途入札により決定し、入札の方法は別に定める。

(変更の届出)

第9条 登録事業者は、申請事項に変更があった場合、その変更のあった日から30日以内に秦野市中学校給食物資納入事業者登録変更届出書(第4号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(処分)

第10条 教育委員会の審査等により、登録事業者が物資納入に際し学校給食の実施に支障を及ぼしたとき又は著しく信頼を失う行為等を行ったときは、教育委員会は秦野市中学校給食物資納入登録事業者改善勧告書(第5号様式)又は秦野市中学校給食物資納入登録事業者入札参加一時停止通知書(第6号様式)により、処分を行うことができる。

(登録の取消及び停止)

第11条 登録事業者について、次に掲げる事由が発生した場合には、登録期間中であっても、登録の取消をすることができるものとする。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 別紙1に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 中学校給食の共同調理場である秦野市学校給食センターに損害を与え又は中学校給食の実施に支障を与えた場合
- (4) 故意又は過失により、異物の混入、規格以外の食材、若しくは数量不足の納入が複数回あった場合
- (5) 納入した物資と提出見本で内容又は品質に著しい相違があり、その相違に基づく教育委員会の指導又は指示に従わなかった場合

- (6) 工場、事務所の設備及び従業員の健康管理などについて、教育委員会の指示又は指摘に従わなかった場合
- (7) 登録事業者が次のいずれかに該当する場合
- ア 役員等（登録事業者が個人である場合にはその者を、登録事業者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、その者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 登録事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、教育委員会が登録事業者に対してその登録の解除を求め、登録事業者がこれに従わなかったとき。
- (8) その他教育委員会が不相当と認めた場合
- なお、教育委員会は登録の取消又は停止と判断した場合は、秦野市中学校給食物資納入事業者登録認定取消通知書（第7号様式）により登録事業者に通知するものとする。登録の取消を受けた者は、取消を受けた日の翌日から起算して6か月経たなければ、再申請することができない。

（登録の辞退）

第12条 登録事業者は、事情により本登録を解除する場合には、2か月前までに教育委員会に通知し、速やかに秦野市中学校給食物資納入事業者登録辞退届出書（第8号様式）を提出しなければならない。

（その他）

第13条 教育委員会は、登録申請に基づき、審査又は年度途中において、登録事

業者の施設設備及び衛生監視について、巡回点検を行うことができるものとする。

- (1) 不備があった場合、秦野市中学校給食物資納入登録事業者改善勧告書（第5号様式）により、登録事業者に改善を求めることができる。
- (2) 異物混入があった場合、登録事業者に対してその原因に関する報告を求めることができるものとし、その際、登録事業者は、教育委員会へその原因及びその原因となった事例の改善について、書面で速やかに報告しなければならない。